

徳之島町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 徳之島町

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ~ 令和 11 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成22年度(10年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適用
処理区域内人口密度	36.9人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無し
処 理 区 数	1区(徳之島処理区)		
処 理 場 数	1箇所(徳之島町浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	令和2年度中にし尿処理施設を廃止し、新たに下水処理場内に前処理施設を建設する。し尿・浄化槽汚泥と下水道を集約し処理することで、施設の更新費用の削減や維持管理の最適化を図ります。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	基本料金 500円	従量料金	0m ³ から10m ³ まで:1m ³ につき80円 11m ³ から20m ³ まで:1m ³ につき100円 21m ³ から30m ³ まで:1m ³ につき110円 31m ³ 以上 120円		
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	同上				
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	し尿・浄化槽汚泥処理手数料 (し尿) 5円/18ℓ (浄化槽汚泥) 250円/m ³				
条 例 上 の 使 用 料 *2 (20m ³ あたり) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成29年度	2,484 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (20m ³ あたり) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成29年度	2,482 円
	平成30年度	2,484 円		平成30年度	2,544 円
	平成31年度	2,530 円		平成31年度	2,397 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	建設課は令和2年度現在11名です。職員給与費の予算措置については、農業集落排水事業特別会計に1名、公共下水道事業特別会計に1名、一般会計に9名配置しています。
事業運営組織	建設課11名 <ul style="list-style-type: none"> ー 公共下水道担当職員3名(他の業務兼務) ー その他建設課担当職員8名

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	徳之島町浄化センター維持管理業務委託 自家用電気工作物保安管理業務委託
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
 *5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

平成31年度に策定・公表しました平成30年度決算「経営比較分析表」を添付しています。

2. 経営の基本方針

本町では美しい自然を守り、町民の皆様が衛生的で安心・安全な生活がおくれるように下水道の整備・普及に取り組んでいます。公共下水道事業は平成22年度に供用開始され、令和2年4月1日現在148haの計画面積に対し57haが整備済みです。今後も下水道管路工事やマンホールポンプの設置、設備更新や維持管理に伴う投資は続きますが、健全経営を努めていくためにも接続率の向上や費用削減等に取り組めます。

本町全体では人口減少傾向ではありますが、公共下水道処理区域内人口は横ばいで下水道への接続は着実に増えています。更なる普及推進活動を強化し、啓発活動や戸別訪問等を通じて接続率の向上を図ります。

一般会計からの繰入金には基準外繰入をしている状況にあり、安定した経営を実現していくためにも中長期的な視点に立った経営基盤の強化とコストダウンに努めます。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

○投資の目標に関する事項

今後ストックマネジメント計画を策定し、計画的な投資に努めます。

○管渠の建設に関する事項

新設の下水道管路工事が令和13年度まで予定されており、今後も計画に沿って実施していきます。

○共同化・最適化に関する事項

令和2年度末でし尿処理施設(マリンパーク 開田)を廃止し、令和3年度より下水処理場内に前処理施設を建設する。し尿や浄化槽汚泥と下水道を集約し処理することで、施設の更新費用の削減や維持管理の最適化を図ります。

○防災・安全対策に関する事項

定期的にマンホール鉄蓋、マンホールポンプ設備の点検を実施します。

② 収支計画のうち財源についての説明

○財源の目標に関する事項

新設の下水道管路工事を令和13年度まで予定しており、今後計画に基づき実施していきます。

○使用料収入の見直し、使用料見直しに関する事項

徳之島町の公共下水道処理区域内人口は横ばいではありますが、公共下水道への加入・接続は着実に増えています。また、それに伴う公共下水道への加入・接続も増加が見込まれることから料金収入も増額傾向にあります。下水道使用料の収納率は97%台で推移しており、今後も夜間徴収等更なる努力により収納率向上を目指します。見直しについては実施していないが、今後必要に応じて改定を検討していきます。

○地方債に関する事項

建設改良費の財源として、過疎対策事業債及び下水道事業債の活用を継続します。

○繰入金に関する事項

一般会計からの繰入金は基準外繰入をしている状況にあり、安定した経営を実現していくためにも中長期的な視点に立った経営基盤の強化とコストダウンに努めます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○職員給与費に関する事項について

過去4年間の給与費を基に計上しています。

○動力費に関する事項

浄化センターの運転に係る動力費を計上しています。

○修繕費に関する事項

今年度予算をベースに計上しています。

○委託費に関する事項

浄化センターの維持管理及び電気工作物管理業務については、前年度と同様に民間業務委託としています。

○公債費の利子償還額

利子償還額については今後減少傾向で計上しています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	令和2年度中にし尿処理施設を廃止し、新たに下水処理場内に前処理施設を建設する。し尿・浄化槽汚泥と下水道を集約し処理することで、施設の更新費用の削減や維持管理の最適化を図ります。
投資の平準化に関する事項	ストックマネジメント計画を策定し、投資の平準化を検討します。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	必要に応じて検討していく。
その他の取組	必要に応じて検討していく。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	必要に応じて料金改定を検討します。
資産活用による収入増加の取組について	必要に応じて料金改定を検討していく。
その他の取組	加入促進活動や戸別訪問等を継続して行い、使用料収入の増収に努めます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	今後も徳之島町浄化センター維持管理業務及び自家用電気工作物保安管理業務を民間委託します。
職員給与費に関する事項	必要に応じて検討していく。
動力費に関する事項	必要に応じて検討していく。
薬品費に関する事項	必要に応じて検討していく。
修繕費に関する事項	ストックマネジメント計画を策定し、適切な維持管理計画を図ります。
委託費に関する事項	必要に応じて検討していく。
その他の取組	必要に応じて検討していく。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度、進捗管理(モニタリング)を行い、また、最低でも5年ごとに見直し(ローリング)を行うことにより、「計画策定(Plan)-実施(Do)-検証(Check)-見直し(Action)」のPDCAサイクルを効果的に回して、本経営戦略の事後検証、更新を図ってまいります。
---------------------	---

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	150,294	145,162	162,210	125,720	110,000	88,000	79,000	80,000	96,000	98,000	106,000	111,000	
		(1) 営 業 収 益 (B)	29,014	30,175	31,000	30,720	33,000	34,000	35,000	36,000	36,000	38,000	39,000	40,000
		ア 料 金 収 入	29,014	30,175	31,000	30,720	33,000	34,000	35,000	36,000	36,000	38,000	39,000	40,000
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
		ウ そ の 他												
		(2) 営 業 外 収 益	121,280	114,987	131,210	95,000	77,000	54,000	44,000	44,000	60,000	60,000	67,000	71,000
		ア 他 会 計 繰 入 金	121,280	113,274	131,210	95,000	77,000	54,000	44,000	44,000	60,000	60,000	67,000	71,000
	イ そ の 他		1,713											
	2 総 費 用 (D)	45,171	40,635	37,097	38,024	37,504	37,213	36,933	36,631	36,011	35,384	34,756	34,117	
		(1) 営 業 費 用	28,651	25,342	22,685	23,685	23,685	23,685	23,685	23,685	23,685	23,685	23,685	23,685
		ア 職 員 給 与 費												
		ウ ち 退 職 手 当												
		イ そ の 他	28,651	25,342	22,685	23,685	23,685	23,685	23,685	23,685	23,685	23,685	23,685	23,685
		(2) 営 業 外 費 用	16,520	15,293	14,412	14,339	13,819	13,528	13,248	12,946	12,326	11,699	11,071	10,432
ア 支 払 利 息		16,520	15,293	14,412	14,339	13,819	13,528	13,248	12,946	12,326	11,699	11,071	10,432	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息		24												
イ そ の 他														
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	105,123	104,527	125,113	87,696	72,496	50,787	42,067	43,369	59,989	62,616	71,244	76,883		
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	79,034	360,777	391,740	393,652	416,744	293,880	244,016	244,153	414,289	474,425	504,562	244,698	
		(1) 地 方 債	26,400	161,000	185,000	185,000	196,000	135,000	110,000	110,000	195,000	225,000	240,000	110,000
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債												
		(2) 他 会 計 補 助 金	20,721	22,426	21,710	23,630	24,244	23,880	24,016	24,153	24,289	24,425	24,562	24,698
		(3) 他 会 計 借 入 金												
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	28,413	161,851	185,030	185,022	196,500	135,000	110,000	110,000	195,000	225,000	240,000	110,000
	(6) 工 事 負 担 金													
	(7) そ の 他	3,500	15,500											
	2 資 本 的 支 出 (G)	186,022	457,812	502,033	481,128	487,564	343,221	284,169	286,081	472,697	536,456	574,878	320,852	
		(1) 建 設 改 良 費	77,534	351,591	400,365	393,652	416,744	293,880	244,016	244,153	414,289	474,425	504,562	244,698
		ウ ち 職 員 給 与 費	9,564	9,936	10,242	10,344	10,481	10,617	10,753	10,890	11,026	11,162	11,299	11,435
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	108,486	106,221	101,668	87,476	70,820	49,341	40,153	41,928	58,408	62,031	70,316	76,154
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他	2													
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 106,988	△ 97,035	△ 110,293	△ 87,476	△ 70,820	△ 49,341	△ 40,153	△ 41,928	△ 58,408	△ 62,031	△ 70,316	△ 76,154		

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収支再差引 (E)+(I) (J)	△ 1,865	7,492	14,820	221	1,676	1,446	1,915	1,441	1,581	585	927	729
積立金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	2,551	686	14,407	28,727	28,448	29,624	30,570	31,985	32,926	34,007	34,093	34,520
前年度繰上充用金 (M)												
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	686	14,407	29,227	28,948	30,124	31,070	32,484	33,425	34,507	34,592	35,020	35,249
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)	86	13,908	28,727	28,448	29,624	30,570	31,985	32,926	34,007	34,093	34,520	34,750
実質収支 (N)-(O)	600	499	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
赤字比率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	98	99	117	100	102	102	102	102	102	101	101	101
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	29,014	30,175	31,000	30,720	33,000	34,000	35,000	36,000	36,000	38,000	39,000	40,000
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S) × 100)												
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V) × 100)												
他会計借入金残高 (W)												
地方債残高 (X)	1,002,242	1,016,421	1,938,852	1,851,377	1,780,556	1,731,215	1,691,062	1,649,134	1,590,726	1,528,695	1,458,379	1,382,225

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収益的収支分	121,280	113,274	131,210	95,000	77,000	54,000	44,000	44,000	60,000	60,000	67,000	71,000
うち基準内繰入金	120,094	112,599	130,024	93,814	75,814	52,814	42,814	42,814	58,814	58,814	65,814	69,814
うち基準外繰入金	1,186	675	1,186	1,186	1,186	1,186	1,186	1,186	1,186	1,186	1,186	1,186
資本的収支分	20,721	22,426	21,710	23,607	24,244	23,880	24,016	24,153	24,289	24,425	24,562	24,698
うち基準内繰入金	600	605	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600
うち基準外繰入金	20,121	21,821	21,110	23,007	23,644	23,280	23,416	23,553	23,689	23,825	23,962	24,098
合 計	142,001	135,700	152,920	118,607	101,244	77,880	68,016	68,153	84,289	84,425	91,562	95,698